

事案番号 05-09

公表版

品川区立中学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について

(答申)

令和7年1月24日

品川区いじめ対策委員会

<目次>

第1	はじめに.....	2
第2	被害生徒及び加害生徒について	2
第3	被害生徒の訴えの内容	2
第4	調査の概要.....	3
第5	調査結果	
1	本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由	4
2	本件いじめと不登校の関連性.....	6
3	いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯	6
4	いじめ重大事態と認定したあとの事実経緯	9
第6	当該事案への対処について.....	10
第7	当該校及び区教委の対応について.....	10
第8	再発防止に向けた提言	13

第1 はじめに

- 1 品川区いじめ対策委員会（以下「本委員会」という。）は、区立中学校（以下「当該校」という。）で、令和5年度に発生したいじめの重大事態について、品川区教育委員会（以下「区教委」という。）より、令和6年2月22日付け品教発第322号にて諮問を受け、調査を行うことになった。
- 2 本報告書では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、重大事態にかかる事実関係を明らかにするとともに、いじめ防止対策に関する当該校と区教委の対応の検証を行った。また、再発防止に向けた提言をまとめた。
- 3 本報告書を諮問元である区教育委員会教育長に提出する。
- 4 なお、本報告書は個人情報に配慮し、個人名や学校名をアルファベットで表記し、学校や区教委職員については、役職等で表記する。

第2 被害生徒及び加害生徒について

- 1 被害生徒
 - (1) V（令和5年度時当該校8年）
- 2 加害生徒
 - (1) 生徒A（令和5年度時当該校8年）

第3 被害生徒の訴えの内容

- 1 本件でVは、令和5年10月下旬に実施される学校行事の予定を決める話し合いを行っている際、同じ班の生徒Aが自身の意見を聞いてくれないことなどから同じ班で行動できないという気持ちになったこと。
- 2 その後、同年11月上旬、Vが友人らと一緒に登校している際に、生徒Aが、友人の内1名に声をかけ、同人に肩を組んでVの見える前で耳打ちしたこと、また、同年11月中旬、授業の移動の際、Vが友人と一緒に歩いていた際に、生徒Aが友人に声

をかけてVから引き離し、Vを一人にさせ、このことによりVが疎外感を感じた。これらがVに対するいじめに該当すると訴えている。

- 3 なお、具体的な時期は不明であるものの、Vは、その保護者を通じ、上記以前の時期に、学校の授業などにおいて生徒Aから暴言を吐かれた旨述べている。

第4 調査の概要

- 1 本委員会は、以下の調査を行った。令和5年10月下旬、Vの保護者が担任に対して上記第3第1項記載の事実について申出たことにより、当該校が本件事実について認知し、その後、区教委は、Vが令和5年11月下旬から令和6年1月下旬までの欠席日数（ただし、別室登校の日数を含む）の合計が31日間となったことから、令和6年1月22日付けで重大事態と認定した。令和6年2月22日付けで区教委が本委員会に本件の事実関係の解明等を諮問したことから、本委員会において当該校及び区教委において作成された経緯等を報告する資料の検討及び関係者からの聴き取り等を実施し、さらに、当該校及び区教委に対し、補充資料の提出及び追加の聴き取り調査等を要求し、いじめの有無及びこれに対する当該校及び区教委の対応について確認した。

- (1) 調査期間 令和6年2月22日から令和7年1月24日
(2) 調査組織 品川区いじめ対策委員会
(3) 調査方法 学校調査に基づく被害生徒の保護者、関係職員に対するヒアリング

日程	内容
令和6年 2月27日	区教委による品川区いじめ対策委員会への諮問
令和6年 3月27日	いじめ重大事態への経緯についての内容把握
令和6年 3月27日	当該校の校長、担任教諭へのヒアリング
令和6年 5月16日	調査内容の精査
令和6年 5月20日	被害生徒保護者へのヒアリング
令和6年 6月10日	調査内容の精査

令和6年 6月24日	調査内容の精査
令和6年 7月 1日	当該校の校長、部活動顧問、元担任へのヒアリング
令和6年 7月 4日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年 7月11日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年 9月17日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年11月22日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年12月19日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和7年 1月15日	報告内容の確認
令和7年 1月24日	区教委への答申

※いじめ対策委員会より、会議の中で担当指導主事へ随時聴き取りを行った。

第5 調査結果

1 本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由

(1) 生徒AのVに対する「いじめ」(以下「本件いじめ①」という。)

生徒Aは、令和5年11月上旬、Vがその友人らと一緒に登校していた際に、生徒Aが当該友人の内1名に対して声をかけ、同人に肩を組んで耳打ちした。また、同年11月中旬、授業の移動の際、Vが友人と一緒に歩いていた際に、生徒Aが友人に声をかけてVから離れたことでVが一人になり、このことによりVが疎外感を感じた。

当該行為は、Vと「一定の人的関係にある他の児童等」である生徒Aが行う「心理的…な影響を与える行為」であって、当該行為の対象となったVが「心身の苦痛を感じているもの」であるから、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条1項の「いじめ」に該当する。

(2) Vの生徒Aに対する「いじめ」(以下「本件いじめ②」という。)

Vは、令和5年10月下旬の学校行事当日、Vが班を替えたことで、生徒Aが他の生徒から「あの班は（性別）が生徒Aだけ」と言われ仲間がいないと感じ、つら

いと感じた。また、生徒 A と出くわした際、周囲のクラスメイトらに対し、「(生徒 A が) 一人で回っている (委員会注、学校行事時に一人で行動しているということ) のは罰が当たったんだよ。」などと言い、V がこのような発言をしたことは間接的に生徒 A に伝わった。

当該行為は、生徒 A と「一定の人的関係にある他の児童等」である V が行う「心理的…な影響を与える行為」であって、当該行為の対象となった生徒 A が「心身の苦痛を感じているもの」であるから、法第 2 条 1 項の「いじめ」に該当する。

(3) 「いじめ」と疑われる行為

ア なお、V からは、令和 5 年 9 月下旬から始まった、同年 10 月下旬に実施される学校行事 (以下「学校行事」という。) の事前学習における班行動の行程決めの過程で、班長を務めていた生徒 A に自分の意見を聞いてもらえなかったことが「いじめ」に該当するのではないかとも思われたことから、当該事実関係についても念のため検討した。しかしながら、当該過程において、具体的に生徒 A がどのような行為をしたのか (またはしなかったのか) については明らかではなく、また、その後の V の行動等からすれば、V と生徒 A とを中心とする班での話し合いにおいて、行程決めがスムーズになされなかったとの事実があったことは否定できないが、当該事情は法をもってこれを禁ずるまでの行為とは思われず (法第 4 条参照)、これを超えて一方当事者の、他方当事者に対する「いじめ」があったものとは認定できないと判断した。

イ また、学校行事の前日に、V が、生徒 A が自らの意見を聞いてくれないとの理由で、学校行事に参加しないとの意思を示し、V が当日元の班を抜けて、別の班に加わることで、結果として元の班に生徒 A と同性の生徒が一人もいない状況としたことについて、V の生徒 A に対する「いじめ」に該当するのではないかという視点についても V と生徒 A との関係性を考慮する上で重要と考えられたことから念のため検討したが、V が殊更に生徒 A に対し同性の生徒が一人もいない班となるように行動

したことを示す事情も見受けられないことから、結論として「いじめ」には該当しないものと判断した。

2 本件いじめと不登校との関連性

(1) Vの出席状況について

ア 本件において、Vは、令和5年11月下旬から教室への登校が出来なくなり、別室登校することとなった。その後、同年11月の欠席が合計6日間、同年12月の欠席が合計18日間あり、上記別室登校を欠席に含めると、翌令和6年1月下旬までの欠席日数の合計が31日間となったことから、重大事態として認知したものである。

(2) 本件では上記学校行事の班の行程決めにかかる話し合い及びこれに続く生徒Aの「いじめ」並びに同人との人間関係等が不登校の原因となったことは否定できないが、上述のようにV自身も生徒Aに対して「いじめ」と評価しうる行為をしている。そのため、Vと生徒Aとの関係は、一方が他方に対して、一方的に精神的苦痛を感じるような行為をするという関係にあるものではないものと思われる。そうすると、上記で認定した本件いじめ①のみが、不登校の原因となったものとは断じがたい。したがって、本委員会は、Vの不登校は、本件いじめ①及びこれに関連する事情が原因の一端となっているという意味では関連性があるが、これを唯一の原因とするものではなく、生徒Aとの人間関係を主たる原因としつつも、その他の学校生活等において生じる複合的な事情が作用し合って生じたものであると結論づける。

3 いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯

(1) 令和5年10月下旬（学校行事前日）午後8時30分、Vは、ロイロノート（当該校において、教諭と、生徒とが、教科の学習について、メッセージ等のやり取りができるコンピューターシステム）を利用して、担任教諭に対し、翌日の学校行事の行程決めについて相談をした。

ア これに対し、担任教諭は、Vにロイロノートで返信し、Vの考えをロイロノートにより確認した。

イ また、V の保護者は、同日午後 10 時 16 分頃、担任教諭に架電し、V が翌日の学校行事に不参加の意思を示している旨伝えた。

ウ 担任教諭が学年主任教諭へ連絡し、V を別の班で行動できないか相談した。

(2) 令和 5 年 10 月下旬（学校行事当日）朝、V の保護者が、担任教諭に架電し、V について別の班で行動させてもらいたい旨の要望があったことから、担任教諭は、学校として、最大限の配慮であると伝え、これを受け入れ、他の生徒等の同意の元、V は生徒 A がいる班ではなく、他の生徒の班に合流して学校行事に参加することとなった。

(3) 令和 5 年 11 月上旬

ア 生徒 A が、登校中の V 及び一緒に登校していた生徒らと遭遇した際、当該生徒の内の 1 名を呼び寄せ、肩を組んで耳打ちをする行為をした（上記において「本件いじめ①」と認定した事実）。

イ 担任教諭が、生徒 A と面談した。

ウ 担任教諭及び副担任教諭が、V と面談した。

エ 担任教諭が、生徒 A 保護者と面談した。

オ 担任教諭が、V の保護者と面談した。

(4) 令和 5 年 11 月上旬、担任教諭及び生活指導主任教諭とが、生徒 A と面談した。

(5) 令和 5 年 11 月上旬、生徒 A の保護者が当該校に架電し、面談を要望した。同日、担任教諭が対応できなかったため、副担任教諭等が面談した。

(6) 令和 5 年 11 月上旬、V の保護者が、部活動の顧問に架電した。

(7) 令和 5 年 11 月中旬、生徒 A から担任教諭に対し、V のことで相談があり、当該校において、生徒 A から相談があったことを担任教諭から生徒 A の保護者に伝達した。

(8) 令和 5 年 11 月中旬、授業の教室移動時に、生徒 A が、V と一緒に移動している生徒を呼び、V を一人にした（上記において「本件いじめ①」と認定した事実）。

(9) 令和 5 年 11 月中旬

ア Vがロイロノートを使用して、部活動顧問に対し、生徒Aから嫌なことをされたことを理由に部活を休む旨連絡した（上記(8)に生じた事実のこのようである）。

イ 担任教諭が、上記について生徒Aの保護者に伝達した。

ウ Vの保護者が、当該校に架電し、上記についての意見を述べた。

(10) 令和5年11月下旬

ア VがVの保護者と一緒に登校した。教室に入れないため別室に登校したいと希望したため、Vは別室で過ごし、養護教諭がVの保護者と面談した。

イ 生徒Aの保護者が担任教諭へ架電した。生徒Aの保護者が生徒Aに対し、Vが友人と話をしているときに、その友人を囲い込むようなことは絶対に止めるように指導したこと、また、そのことをVの保護者にも伝えてほしい旨伝えた。

ウ 担任教諭は、Vの保護者に対して架電し、上記の事実を伝えた。これに対し、Vの保護者は担任教諭に対し、本件について「いじめ」として対応すること、生徒Aに対し、学校から厳重な指導、重い処罰といった対応をすることを求めるとの意思を伝えた。

(11) 令和5年11月下旬、Vが、授業の事前学習に参加することを希望したことから、副担任教諭が別室まで迎えに行き、教室に入ることができた。

(12) 令和5年12月上旬、学校いじめ対策委員会を開催し、Vに対する生徒Aのいじめを認知した。また、生徒Aに対するVのいじめを認知した。

(13) 令和5年12月上旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(14) 令和5年12月中旬、担任教諭及び生活指導主任教諭がVの保護者らと面談した。

ア 担任教諭から、Vの保護者らに対し、Vに対する学校の支援について伝えるとともに、V本人のみならず、生徒Aにおいても傷ついた様子が見られること（Vとの関係性で精神的な負担を抱えていること）を伝えた。

(15) 令和5年12月中旬

ア Vの保護者が、教育総合支援センターに架電し、学校担当指導主事と話をした。

イ 学校いじめ対策委員会を開催した。

(16) 令和5年12月下旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(17) 令和5年12月下旬、当該校が、Vの保護者と面談した。Vの保護者は、Vが生徒Aに対していじめをしたと認知していることについて不服である旨述べた。

(18) 令和6年1月上旬、担任教諭が、Vの自宅を訪問し、Vの保護者に対しクラスで席替えをしたことを伝えた。

(19) 令和6年1月上旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(20) 令和6年1月中旬、Vが授業の事前ガイダンスに、オンラインで参加した。

(21) 令和6年1月18日

ア Vが授業に参加した。

イ 当該校の校長が学校担当主事に連絡し、本件をいじめ重大事態として扱う方向で学校いじめ対策委員会に協議することを伝える。

(22) 令和6年1月中旬

ア Vが授業に参加した。

イ 当該校の校長から、Vの保護者に対し、本件を重大事態として扱うことを伝えた。

(23) 令和6年1月22日、学校いじめ対策委員会を開催し、本件をいじめ重大事態と認定した。

4 いじめ重大事態と認定したあとの事実経緯

(1) 令和6年1月下旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(2) 令和6年1月下旬、学校管理職および担任教諭がVの保護者と面談した。

(3) 令和6年1月下旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(4) 令和6年2月上旬、当該校において、学校管理職および担任教諭が生徒Aの保護者と面談した。

(5) 令和6年2月上旬、学校いじめ対策委員会を開催した。

(6) 令和6年2月上旬、Vの保護者が、教育総合支援センターに架電し、学校担当指導主事と話をした。

- (7) 令和6年2月下旬、当該校において、学校管理職および担任教諭がVの保護者と面談した。Vの心理的ケアとしてスクールカウンセラーとの面談の実施について話し合った。
- (8) 令和6年3月中旬、Vがスクールカウンセラーと面談した。
- (9) 令和6年4月上旬、Vが9学年始業式に登校し、新クラスに参加した。

第6 当該事案への対処について

当該校において、Vの登校に向け、VおよびVの保護者の希望を確認しながら別室登校やオンライン授業を設定した結果、Vは、3学期に入ってから別室登校とオンライン（リモート）により授業に参加できるようになった。

また、令和6年度9学年進級の際、学級編成や教室配置を分けるなど配慮したことにより、令和6年4月以降Vは通常登校している。

Vが日常の学校生活を送るうえで、学級だけでなく学級以外の活動においても、安心して登校できる状態が今後も継続できるよう、担任だけでなく学校組織として対応し、引き続き見守っていくことが必要である。

第7 当該校及び区教委の対応について

1 当該校の対応

(1) 加害生徒及び被害生徒らへの対応について

ア 当該校は、本件についてVからの相談がなされた後、Vといじめの加害者とされた生徒Aとを引き離すべく、学校行事当日にもかかわらず、Vを別の班に組み入れている。この点は、加害者とされた生徒Aの心情、その後のVの行動等からすれば、やや対応として拙速な感は否めないが、Vが、生徒Aと同じ班なのであれば、校外学習を欠席するとまで述べていること、これが学校行事の前日の夜に送信されたものであることからすれば、当時、相当程度精神的な負担を被っていると思われたVに配慮し、寄り添った対応をしたという点では評価できる。ただし、学校行事の当日班

員が抜けることとなったことについて、V に対して、自身の行動が生徒 A を傷つける可能性もあることを説明していなかったとすれば、生徒 A 及び V の双方に対してやや配慮を欠いた結果となった可能性は否めない。

イ この点については、学校行事時及びその後 V と生徒 A との間で、同級生を巻き込んだ形で、互いに「いじめ」と評価できる行動をし合っていること、これにより両者間での歩み寄りがより困難になってしまった可能性も否定できないことからしても、今後同様の事態が生じないように、双方に適切な説明を行う等、対応方法について検討しておくべきである。

ウ 本件は V および V の保護者からいじめを受けた旨の訴えがあり、また、V が不登校となったことから重大事態と認定し調査を行ったものであるが、V 及び生徒 A が所属する部活動内の人間関係やトラブルが背景にあり、生徒同士の間でのわだかまりとなり、部活動以外の場でも影響していたようである。一方で生徒 A の精神状態についても考慮すべき点がある。生徒 A の保護者によれば、生徒 A は精神的に追い詰められる状況にあったようであり、従前の部活動内での問題及び本件に関連して精神的な負担を被っている。この点は、一方で V からの当該校に対する要望が複数回あることから、当該校においても対応について、種々検討したものと思われるが、当該校においては事実関係を明確にした上で、当該校の方針を示し、各保護者を安心させるとともに、保護者らが他方当事者を過剰に排する等の要求をするまでの精神状態に至らせないように、当該校として対応できることと、出来ないことを明確に示すべきであったと思われる。

エ なお、当該校は、後述の組織的な対応とも関連するが、初期の段階において、V、生徒 A 及び周辺部の生徒に対する十分な聴き取り等をしていないようである。V 及び生徒 A の心情等に対する配慮があったものと推測するが、本件のように重大事態となった場合は、具体的な事実関係が重要となるところ、初期の段階で関連する事実関係を確定すべく、必要な調査を尽くすべきであったと思われる。

なお、当該校の作成した資料において、事実と当該校の評価の区別がなされていない部分があったことから、いじめ重大事態にかかわらず、学校が把握した事実関係及びその根拠と学校の評価を分けて記載することを徹底することが必要である。

(2) 当該校の組織的な対応について

ア 学校いじめ対策委員会について、定期的開催されてはいたものの、Vが訴えるいじめ(疑いを含む)の把握から認知に至るまで、一定の期間が生じている。この点、Vの保護者からも当該校に対し意見が述べられているとおりである。当該校において、いじめの疑いの段階から関係生徒へ事実確認を行い、学校いじめ対策委員会により速やかに対処すべきである。

イ 令和5年11月時点で、担任教諭は、双方当事者の感情的な対立が生じていること、及びこれに同人らの保護者らも加わって、解決までの見通しが付かないことを理解していたようである。しかしながら、当該校内における情報共有において、生徒保護者の対応については担任教諭自らが責任を持つことを管理職等に明言する等しており、担任教諭の熱意は認められるものの、自らが責任を背負いこみすぎた結果、短時間内に独自の判断で解決を行うことになったと考えられる。当該校のその他の教員や、管理職も本件について認識していたようであるが、担任教諭の対応を信頼して、同人に任せてしまっていたようである。

その後、本件がある程度の解決をみることなく、トラブルとして継続していったことからしても、担任教諭に集中して過度な負担とならないよう、校長を中心として、当該校内に複数人での対応チームを組成して、本件に対応すべきであったことは明らかである。

2 区教委の対応

区教委は、令和5年11月時点において、保護者からの相談により状況を把握した。その後、適宜当該校と情報共有をしながら対応していたものと思われるが、上記のとおり当該校が組織的にどのような対応をしているかについても確認し、仮に特定の教

員に負担が集中する状況があるようであれば、これを是正するように指導・助言すべきであったと思われる。

また、上記のとおり初期段階における聞き取り調査の実施や、根拠を付した事実関係の確定については区教委においても指導すべきであったと思われる。

第8 再発防止に向けた提言

- 1 本件に限らず、生徒間のトラブル（「いじめ」と評価しうるものが含まれるが、これに限らない）が生じた際に、生徒らに対する教育的な配慮として、教員が生徒らの自主的な問題解決に委ね、生徒らが自ら当該トラブルの原因を理解し、解決に向けた具体的な行動をすること、教員は生徒らに求められた際に適時に助言等をすることに留めることも必要であると思われる。しかしながら、当該対応は、ともすれば当該生徒の保護者から、学校が何ら対策を講じていないとも思われかねないことから、保護者に対する十分な説明をする必要がある。

そして、保護者は教育の専門家ではなく、また、学校で生じる生徒同士のトラブルに対する具体的な解決方法を知っているものでもないのであるから、学校において、積極的に状況の確認、整理をし、事案に応じた解決方法を提案する等して、保護者らの不安等を除去が必要である。

とはいえ、教員それぞれがいじめを含む生徒間の様々なトラブルについて、適切な解決方法を知っているものとも思われえないのであるから、区教委としても具体的な件が生じていなかったとしても、適宜情報提供する等して、教員の知識等を向上させるための研修機会等を設けるべきである。

また、当然ながら本件のように具体的な件が生じた場合には、当該校の教員の対応能力等に鑑みて、適時適切な指導、助言をすべきである。教員への過度な負担を減少させるような対応を試みる等の方法も検討すべきであり、現時点において、現場で対応している教員らにおいて、判断に困ったり、具体的な対策を立てられなかったりする状況となった場合において、初期段階から校内で管理職を含めて相談できる体制を確保するこ

とが必要であり、そのためにも校内委員会や学校いじめ対策委員会を組織的に機能させることが必要であると思われる。

- 2 本件では学級のみならず、部活動における人間関係等も影響したものと考えられる。そのため、学校においては、学級における人間関係のみならず、部活動における人間関係についても把握し、これを共有しておくことが重要であり、学校が当該生徒らの関係性等を正確に把握できるように努めるべきである。解決に当たっては、本来それぞれの場面における課題を分けて、それぞれの課題として解決することが必要であるが、生徒の発達段階から考えても日常生活の中でのトラブルであるだけに、担任外の立場など、双方の場面に関与しない第三者による介入があると、問題の所在が見えやすくなり、解決においても課題を共有して取り組みやすいと考えられる。

いずれにせよ、第一に重要なのは、不登校事案の場合、生徒等が、登校することに対しての不安等がなくなり、いじめが生じる以前と同じように登校できることである。そのため区教委においても、上記に留まらず、どのような対応が望ましいかについて検討をすることが重要である。

以上